

注: 本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。  
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

## IFRS in Focus

### IASBが、IAS第8号における会計方針および会計上の見積りの定義の修正を提案する

#### 目次

なぜ修正が提案されたのか

定義

棚卸資産

提案の時期

さらなる情報

国際会計基準審議会(IASB)は、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更および誤謬」における「会計方針」および「会計上の見積り」の定義の修正を提案している。当該提案は、最近の公開草案(ED)に示されている。

- IFRS解釈指針委員会は、どのように基準を適用するかについての変更が、会計方針の変更であるかまたは見積りの変更であるかの企業の決定方法には、多様性があることへの懸念を表明した。
- 会計上の見積りの変更は、将来に向かって会計処理されるが、会計方針の変更は遡及的に適用しなければならない。
- IAS第8号の修正案は、会計方針の定義と会計上の見積りの定義の両方の修正に関係する。
- 本提案は、棚卸資産に関連する特定の解釈を含んでいる。
- 遡及的な変更が実務上可能でない場合の将来に向けての会計処理に関する設例は、混乱を招くという理由から削除される予定である。
- コメント期限は2018年1月15日である。

#### なぜ修正が提案されたのか

会計方針を変更する場合、企業は、当期において当該会計方針を常に適用していたかのように、特定の事項に対して会計処理することが要求される。これは比較金額を変更することを意味する。これは遡及的な会計処理である。企業が、会計上の見積りを変更する場合には、変更した期間、および関連性のある場合には、将来の期間に影響する。比較情報は修正されない。

詳細は下記Webサイト参照

[www.iasplus.com](http://www.iasplus.com)

[www.deloitte.com](http://www.deloitte.com)

[www.deloitte.com/jp/ifrs](http://www.deloitte.com/jp/ifrs)

IFRS解釈指針委員会は、異なる企業が、会計方針と会計上の見積りを同じ方法で区別しているかどうかについて調査することを依頼された。解釈指針委員会は、実務において一貫性が無いと結論付けた。当該問題それ自体を解決することができないため、IASBに対してIAS第8号の修正を要請した。

これは、当該要請に対するIASBの対応である。

#### 見解

棚卸資産の設例案は、棚卸資産の原価算定方式の変更が懸念されていることを示唆するが、IASBは、どの基準が最も問題を生み出しているかについては説明していない。

## 定義

公開草案は、「会計方針」の定義の変更および「会計上の見積りの変更」の定義を新しい「会計上の見積り」の定義に置き換える提案をしている。

## 会計方針

IASBIは次のように定義を修正している(新規の文言に下線、削除された文言に取り消し線を付している)。

- 「会計方針」とは、企業が財務諸表を作成表示するにあたって採用する特定の原則、測定基礎、~~慣行~~、~~ルール~~および実務をいう。

当該変更は、定義をより明確にするように、またより簡潔に、そしてすでに他の基準で使用されている用語を使用するように設計されている。慣行およびルールという用語は、他の基準のどこにも使用されていない。

## 会計上の見積り

現在IAS第8号は、会計上の見積りの変更を次のように定義している。

- 「会計上の見積りの変更」とは、資産または負債の現状、および資産または負債に関連して予測される将来の便益および義務の評価により生じる、資産もしくは負債の帳簿価額または資産の定期的な費消額の調整をいう。会計上の見積りの変更は、新しい情報または新しい展開から生じるものであり、したがって誤謬の訂正ではない。

本提案は、これを会計上の見積りの定義に変更し、見積りの不確実性に焦点を当てている。提案されている定義は次の通りである。

- 「会計上の見積り」とは、見積りの不確実性により、財務諸表上のある項目を正確性をもって測定できない場合に、会計方針を適用する際に使用される判断または仮定をいう。

### 見解

会計方針および会計上の見積りは、両方とも判断が要求され、企業が行った財務諸表に重要性のある影響を及ぼす判断について説明することを要求していることが、重要である。

会計方針および会計上の見積りの定義は、見積りの変更は将来に向かって会計処理することが要求されるが、会計方針の変更は遡及的な会計処理が要求されるという理由のみにおいて重要である。IASBIは、2004年に導入されたこの会計上の区分が財務諸表の利用者にとって有用であるかどうかの評価を行うことは予定していない。

## 棚卸資産

本提案は、棚卸資産に関連する新しい項を含んでいる。IAS第2号「棚卸資産」は、棚卸資産が通常は代替性がある場合、企業は、先入先出法(FIFO)または加重平均法を使用することが要求されていることを規定している。IAS第8号に対する修正案は、原価算定方式の選択は、会計方針の選択を構成し、会計上の見積りではないと規定することとなる。

### 見解

棚卸資産の例をIAS第8号に含めることは、通常ではない。IFRS第13号「公正価値測定」およびIAS第16号「有形固定資産」の両方は、変更が会計上の見積りなのか会計方針なのかについて説明する項を有している。これは、IAS第8号で説明される唯一の変更となる。

## 提案の時期

EDは、修正案の発効日を特定していない。IASBIは、EDについて受け取ったコメントを検討した後に発効日を決定する予定である。

IASBIは、本修正は、適用日以後に発生する会計方針の変更または会計上の見積りの変更に適用することを提案している。

コメント期限は2018年1月15日である。

**さらなる情報**

IASBの公開草案「会計方針および会計上の見積り」(IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更および誤謬」の修正案)の日本語訳は、ASBJのウェブサイトから入手することができる。

[https://www.asb.or.jp/ifrs/press\\_release/v2017/2017-0912.html](https://www.asb.or.jp/ifrs/press_release/v2017/2017-0912.html)

本提案に関する質問がある場合、通常のデロイトの連絡先に伝えるか、またはグローバルチームのメンバーに連絡をとってください。

# Deloitte. トーマツ.

## デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームであるデロイト トーマツ合同会社およびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 11,000 名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。"Making an impact that matters"を自らの使命とするデロイトの約 245,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド ("DTTL") ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL (または "Deloitte Global") はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of  
**Deloitte Touche Tohmatsu Limited**

© 2017. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.